

青少年文化活動振興事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市は、青少年の文化活動の普及とその発展を図り、併せて地域住民の競技力向上を図るため、活動実施団体に対し、予算の範囲内において青少年文化活動振興事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和61年富谷市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 青少年文化活動振興事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率を次のとおりとする。

交付の対象活動	経費及び補助率
1 青少年文化活動を行う団体等のうち、県外において開催される東北大会以上の大会に参加するとき交付するものとする。 ただし、下記の要件を満たす場合とする。 ○ 県大会等に参加して東北大会以上の大会等への出場権を得た場合又は推薦された場合。 ○ 市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人として参加する場合。 ○ 同一規模の大会については、年度内1回の申請を原則とする。	定額及び参加者割り 別表1・2参照
2 その他、市長が特別に認めたもの	別途定めるものとする

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、補助金交付事由発生後、速やかに行うものとする。

(交付申請添付書類)

第4条 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他関係資料

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする等の場合においては、様式第2号により市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、様式第4号によるものとする。

(実績報告書添付書類)

第7条 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支決算書

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第15条ただし書きの規定により概算払い又は前金払いにより交付するものとする。

(書類の提出部数)

第9条 この要領により、市長に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

1. この要領は、平成28年2月17日から施行する。
2. この要領は、平成28年10月10日から施行する。
3. この要領は、令和2年11月1日から施行する。
4. この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

富谷市青少年文化活動振興事業費補助金交付対照基準

補助対象大会	補助の基準及び要件
東北大会	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人であること。 ・宮城県の大会に参加し、東北大会への出場権を得ての参加であること。 ・主催者に技量を認められ参加要請されたものであること。
全国大会	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人であること。 ・宮城県あるいは東北での大会に参加し、出場権を得ての参加であること。 ・主催者に技量を認められ参加要請されたものであること。
世界大会（国内開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人であること。 ・東北大会あるいは全国大会に参加し、出場権を得ての参加であること。 ・主催者に技量を認められ参加要請されたものであること。
世界大会（国外開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人であること。 ・東北大会あるいは全国大会に参加し、出場権を得ての参加であること。 ・主催者に技量を認められ参加要請されたものであること。

※ 学校における「部活動」「特別部活動（金管バンドなど）」については、青少年文化活動振興事業費補助金又は学校教育活動振興事業費補助金の対象と考え、該当大会等の内容に応じて補助を行うこととする。

別表 2

富谷市青少年文化活動振興事業費補助金交付基準金額表

大会種別		補助対象者	補助金額	
東北大会	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 7,500円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 5,000円以内
	団体	出場登録者 責任者・指導者等※ 50名までは右記の金額とし、50名を超えた場合、1名毎に右記金額の1/2を補助し 全体で150名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 7,500円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 5,000円以内
全国大会 ※会場地が東北の場合は、東北大会の区分に準ずる。	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 20,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 15,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円以内
	団体	出場登録者 責任者・指導者等※ 50名までは右記の金額とし、50名を超えた場合、1名毎に右記金額の1/2を補助し 全体で150名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 20,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 15,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円以内

大会種別		補助対象者	補助金額	
世界大会 (国内) ※会場地 が東北の 場合は、東 北大会の 区分に準 ずる。	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の 場合は保護者1名に限 り認める。 ※責任者・指導者等は、 引率の実情に応じて認 める。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補 助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 20,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費 補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 15,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経 費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円以内
	団体	出場登録者 責任者・指導者等※ 50名までは右記の金 額とし、50名を超え た場合、1名毎に右記 金額の1/2を補助し 全体で150名を限度 とする。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補 助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 20,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費 補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 15,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経 費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円以内
世界大会 (国外)	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の 場合は保護者1名に限 り認める。 ※責任者・指導者等は、 引率の実情に応じて認 める。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補 助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 50,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費 補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 45,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経 費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 40,000円以内
	団体	出場登録者 責任者・指導者等 ※50名を超える場合 は、50名を限度とす る。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補 助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 50,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費 補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 45,000円以内
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経 費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 40,000円以内